

浄化槽の適正管理に向けた啓発チラシを作成しました

滋賀県と滋賀県浄化槽適正処理促進協議会では10月1日の「浄化槽の日」を中心に10月を『浄化槽適正処理促進月間』として浄化槽の適正な管理や使用について浄化槽管理者への啓発を集中的に取り組んでいます。

昨年4月からは浄化槽法の改正に伴い「浄化槽台帳の作成義務」や「浄化槽の使用休止の届出」が定められたことを受けてそれらを含んだ啓発チラシを作成しました。

この啓発チラシは、保守点検業者を通じて浄化槽管理者へ配付されます。